

豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業 プロポーザル実施要領

1 事業の目的

2050年脱炭素社会の実現に向けて、公共施設への太陽光発電設備等の導入を促進し、温室効果ガス排出を抑制することを目的とする。

2 事業の概要

本事業は、豊田市（以下「市」という。）内、小中学校4校の太陽光発電設備及び附帯設備（以下「設備」という。）に係る提案を公募型プロポーザルにより、優秀と認められる提案を行った事業者を選定し、選定された事業者が整備した設備を市が買い取るものである。

詳細については、別添「仕様書」のとおりとする。

3 提案限度額

提案限度額は、金96,085,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、提案価格は提案限度額を超えないこと。

4 応募者の要件

(1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される連合体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(2) 参加資格

単独事業者又はグループは、下記に示す「5参加資格要件」を満たすものとする。

(3) グループの構成員

ア 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、市がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

イ 構成員は、他の提案を行うグループの構成員となることはできない。

(4) その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。

応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

ただし、市がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

5 参加資格要件

(1) 単独事業者

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

ア 公告日において、豊田市内に本店を有する者であること。

イ 元請けとして、平成27年4月以降における太陽光発電設備の設置工事（1件あたりの契約金額1,000万円以上）の施工の実績（屋根に設置したもので、官民間問わず完成したものに限る。）を有すること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を有する者であること。

エ 公告日において、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事）を有する者であること。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

ク 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

ケ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

コ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。

(2) グループの要件

代表事業者は、(ア)～(エ)及び(カ)～(コ)、グループの構成員は、(カ)～(コ)を満たした上で建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者で公告日において、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事関係委託）を有する者であること。

なお、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事関係委託）を有しない一級建築士事務所については、以下の書類を提出することで当資格を有する者とみなす。書類（(イ)～(オ)）は、公告日において発行日より3か月以内のものとする（内容が鮮明であれば、写しも可とする。）。

ア 建築士事務所登録の写し（建築士法に基づく登録をしている者であること）

イ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

（建築士事務所が法人として登記されていること。）

ウ 納税証明書（国税）（未納が無いことの証明）

エ 納税証明書（愛知県税）（未納が無いことの証明）

オ 納税証明書（豊田市税）（未納が無いことの証明）

6 事業全体スケジュール（予定）

令和7年

12月23日（火）

事業実施の公告、公表、公募の開始、業務説明資料等の交付開始
施設見学の申込開始

令和8年

1月13日(火)	参加表明に関する質問の受付期限、施設見学の開始
1月19日(月)	参加表明に関する質問の回答
1月21日(水)	参加表明書の受付期限
1月23日(金)	参加資格確認通知書の送付
1月28日(水)	仕様書に関する質問の受付期限
2月4日(水)	仕様書に関する質問の回答
2月6日(金)	施設見学の申込期限
2月13日(金)	提案書等の提出期限、施設見学の終了
3月2日(月)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
3月上旬	最優秀提案者の選出、選考結果通知
3月中旬～下旬	優先交渉権者の決定
3月中旬～下旬	選考結果の公表・基本協定書締結 現地調査、詳細協議等開始
8月24日(月)	売買契約内容、設計図面・構造調査報告書、現地調査結果に基づいた最終見積の徴取期限
9月上旬	仮契約締結
9月下旬	本契約成立(予定日)
令和9年	
2月26日(金)	全ての引渡し

7 実施要領等の公表

- (1) 公表開始 令和7年12月23日(火) から
- (2) 公表方法 豊田市ホームページ(以下「ホームページ」)で公表
- (3) 公表内容
 - ア 実施要領
 - イ 仕様書(案)
 - ウ 別紙1～5(対象施設一覧、太陽光発電設備設置候補、年間行事予定表、予想されるリスクと責任分担、事業者選定基準)
 - エ 提出様式(様式第1号～第7号)
 - オ 提案書(記入例)
 - カ 内訳明細書(記入例)
 - キ 基本協定書(案)
 - ク 契約約款(案)
 - ケ 学校施設環境改善交付金要綱

8 施設図面等資料の請求

施設図面等資料については、以下の手続きに従い、請求すること。

- (1) 対象資料
 - ア 施設の建築図面、電気設備図面、構造計算書、耐震診断書(昭和56年以前の建物)(紙もしくはPDF形式)
 - イ 直近1年間の電気使用量実績データ(エクセル形式)
- (2) 請求期間 令和7年12月23日(火)から令和8年2月13日(金)まで

- (3) 請求手続き 電子メールで豊田市役所都市整備部建築事業推進課へ請求
※E-mail : kenchikujigyoun@city.toyota.aichi.jp※電子メールの件名は、「施設図面等資料の請求（豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業）」と記載すること。
※対象資料にない資料の閲覧を希望する場合は、施設見学時に施設で図面を閲覧すること。

9 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年1月21日（水） 午後5時
(2) 提出方法 電子メールで豊田市役所都市整備部建築事業推進課へ提出（提出期限必着）
※E-mail : kenchikujigyoun@city.toyota.aichi.jp
※電子メールの件名は、「参加表明書の提出（豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業）」と記載すること。
(3) 添付資料 ア 参加表明書（様式第1号） ※代表事業者名で提出
イ グループ構成表（様式第2号）
ウ 構成員の委任状（様式第3号）
エ 5参加資格要件（1）イ及び（2）の証明書

10 参加資格確認通知書の送付

- (1) 通知期限 令和8年1月23日（金）
(2) 通知方法 参加表明書提出者に電子メールにて行う。

11 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 参加表明に関する質問受付期限：令和7年12月23日（火）
～令和8年 1月13日（火） 午後5時
仕様書に関する質問※受付期限：令和8年 1月23日（金）
～令和8年 1月28日（水） 午後5時
※参加資格通知書にて参加資格を有するものに限る。
(2) 受付方法 様式第4号（エクセル形式）を電子メールで豊田市役所都市整備部建築事業推進課へ送付（受付期限必着）
※E-mail : kenchikujigyoun@city.toyota.aichi.jp
※当該様式第4号によりがたい場合は、任意様式で作成し、添付すること。
※電子メールの件名は、「質問（豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業）」と記載すること。
(3) 回 答 以下期限までにホームページで公表する。
参加表明に関する質問回答：令和8年1月19日（月）
仕様書に関する質問回答：令和8年2月 4日（水）

12 施設見学

対象施設の見学の方法は、以下のとおりとする。

- (1) 申込方法 事業者にて、別紙1の施設担当者に連絡し、見学の日程を調整すること。決定した日程は、様式第5号（エクセル形式）に入力して豊田市役所都市整備部建築事業推進課へ電子メール（E-mail : kenchikujigy@city.toyota.aichi.jp）で報告。電子メールの件名は、「施設見学日程報告（豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業）」と記載すること。
- (2) 見学申込期間 令和7年12月23日（火）から令和8年2月6日（金）まで
- (3) 見学期間 令和8年1月13日（月）から令和8年2月13日（金）まで

13 提案書等の提出書類

参加資格確認通知書による参加資格を有するものは、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年2月13日（金） 午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所都市整備部建築事業推進課（西庁舎4階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
様式第7号については、電子メールでも送付すること。
※E-mail : kenchikujigy@city.toyota.aichi.jp
※電子メールの件名は、「提案書様式の提出（豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業）」と記載すること。
- (4) 提出書類
 - ア 提案書提出届（様式第6号）
 - イ 提案書 正本1部、副本8部（任意様式。ただし、「14 提案書の内容」に定める一部の項目は、様式第7号によること。）
 - ウ 配置予定技術者の資格及び経歴書類
 - エ 契約実績証明書類（契約書等の写し等）及び一覧（任意様式）
 - オ 見積書（任意様式）
 - カ 内訳明細書（必要に応じて詳細説明書も提出）（任意様式）
 - キ 機器仕様説明書
- (5) その他
 - ア 電子メールを利用して書類を提出する場合には、添付ファイル容量が20MB以下でなければ受け付けることができないので注意すること。また、受信確認を行うため、送信後に、提出した旨を電話連絡すること。なお、電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は提出されなかったものとみなす。
 - イ 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、電子メールにより提出すること。
※電子メールの件名は、「提案辞退（豊田市立駒場小学校ほか3校太陽光発電設備取得事業）」と記載すること。

14 提案書の内容

別紙仕様書に記載の事業条件を満たした上で、以下の内容で作成すること。

- (1) 事業管理
 - ア 事業実施体制図
 - イ 施工体制（本事業に従事予定の総括責任者、配置予定技術者、担当者、資格等）

- ウ 工事計画（設備導入工程表）
- エ 事業実施中のリスクに対する対策
- オ 事業実施に関する保証（設備の保証内容）
- カ 施設運営に対する配慮及び安全対策に関する提案（様式第7号を使用すること。）
- キ 発電効率向上策及び設備劣化対策

（2）設置方法

ア システム構成図

※提示した全ての施設に設置する提案とすること。なお、提案前の段階で設置が不可能であることが、客観的かつ合理的に判明している施設がある場合は、市へ連絡すること。

- イ 施設ごとの太陽光発電設備の想定設置場所、設置方法（架台等）及び検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）（様式第7号を使用すること。）
- ウ 防水機能を維持する提案（様式第7号を使用すること。）
- エ 各施設の構造等に適した設置方法の提案（様式第7号を使用すること。）
- オ 施設周辺への配慮（様式第7号を使用すること。）

（3）二酸化炭素排出量の削減効果

- ア 施設ごとのパネル容量、PCS容量、年間発電可能量、想定自家消費量、自家消費率及び二酸化炭素排出削減量（様式第7号を使用すること。）※日射量は、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が公開する日射量データベース閲覧システム MONSOLA-20 又は METPV-20 における、施設ごとの地点（3次メッシュ）を使用すること。

※電力の二酸化炭素排出係数は、0.509kg-CO₂/kWh とし、温室効果ガス排出削減量を検討すること。

- イ パネル容量及びPCS容量の設定に係るシミュレーションの方法
- ウ 想定自家消費量の算定方法
- エ 二酸化炭素排出削減に向けた具体的な提案

（4）品質の提案

- ア システム全体の発電効率（パネルの効率、PCS自家消費量、その他電力損失等を記載）
- イ 長期使用を見据えた品質管理の提案
- ウ 出力保証の期間と基準値

※PCS自家消費量は、PCSによる消費電力を指す。

※電力損失等は、システム全体の発電効率を算定するにあたり、劣化による発電効率の低下、機器の変換効率等を指す。

（5）付加価値の提案

- ア 非常時・停電時のシステム構成図
- イ 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ウ 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能なコンセント数及び出力（kW）
- エ エネルギーの有効活用に係る提案

（6）その他独自提案

地域貢献、環境教育等に関する提案

15 提案書に関する留意事項

(1) 提案書作成にあたっての留意事項

- ア 正本を除き、副本については、業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- イ A4版を基本とし、ページの通し番号を付すこと。一部A3版の指定があるものは、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ウ A4片面換算15枚以内で作成すること。なお、A4両面1枚は、A4片面2枚分として計算すること。ただし、様式第7号（その1）についてはA3片面（A4片面2枚分として数える。）で印刷し提出するものとし、提案書の枚数として数えること。
- エ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- オ 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。
- カ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- キ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズを12pt以上に設定すること。
- ク 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
- ケ 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

(2) 著作権等に関する事項

- ア 企画案の著作権は、原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、本市に帰属する。
- イ 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

16 ヒアリング

(1) 開催日時 令和8年3月2日（月）

午後1時30分から午後5時までのうち指定する25分間

(2) 開催場所 豊田市役所 東庁舎6階 東61会議室

(3) 備考 ア 提出された提案書等に基づき、1者25分（説明10分、質疑応答15分）とする。なお、参加者多数の場合は、質疑応答のみとすることがある。

イ 出席者は4名以内とする。

ウ 説明は、本業務に主に携わる者が行うものとする。

エ 説明は提出資料のみとし、追加資料の持込みは認めない。

オ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

カ 全ての参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

キ 指定された時間前に到着する場合は、控室（豊田市役所東庁舎7階 東71会議室）で案内を待つこと。

17 評価基準

- (1) 別紙5事業者選定基準に基づき、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点を行う。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
- (2) 最高得点のものが同点の場合は、別紙5事業者選定基準「(3) 技術提案」の合計点数が高い者を、最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。
- (4) 最低基準点は、130点とする。

18 選考委員

選考は、以下の5名の委員により行う。

委員長	愛知工業大学	教授	野澤	英希
委員	愛知工業大学	教授	雪田	和人
	名古屋大学	准教授	小林	敬幸
	環境政策課長		塩谷	誠
	学校づくり推進課長		安藤	恒仁

19 選考結果の通知日等（予定）

- (1) 選考結果通知日 令和8年3月 4日（水）
- (2) 基本協定締結日 令和8年3月17日（火）
- (3) 最終見積り提出日 令和8年8月24日（月）
- (4) 仮契約締結日 令和8年9月 1日（火）

20 基本協定書、売買契約の締結について

最優秀提案者として選定され、業者選定審査会で優先交渉権者として決定された者は、基本協定書を締結する。基本協定書締結後、下記に示す(1)～(4)を実施した上で、「学校施設環境改善交付金」の採択内示又は交付決定を受けた施設について、当該売買契約を締結する。

(1) 仕様書協議

提案内容を踏まえて、仕様書について本市と協議を行う。

(2) 現地調査、構造調査及び設備仕様等の協議

仕様書の「7事業の条件(1)～(6)」の調査、検討を行う。なお、現地調査を行う際は、各施設と協議し、施設運営に支障が出ないように配慮すること。

(3) 詳細協議

業務契約について、提案内容、仕様書協議、現地調査等を基に、次の事項について本市と協議を行う。

ア 売買契約金額

※提案限度額以内であること。

※提案書、見積書、内訳明細書等の内容と、設計における選定機器、単価、その他費用等に相違がないこと。

- イ 実施体制等
- ウ 施工計画
- エ その他売買契約の内容に関すること

(4) 協議を踏まえた提出物

以下の提出物を、令和8年8月24日(月)までに提出すること。

- ア 仕様書協議を踏まえた仕様書等
- イ 物件一覧
- ウ 設計図面(配置図、立面図、平面図、単線結線図等)
- エ 設計内訳書
- オ 現地調査、構造調査及び設備仕様等の報告書
- カ 最終見積書

21 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出方法を「電子メール」としているものについて、ネットワーク障害等、電子メールによりがたい事情がある場合は、市へ連絡の上、対応を相談すること。
- (4) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 本要領に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (5) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(本市から指示があった場合を除く。)
- (6) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 優先交渉権者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、優先交渉権者を契約の相手方とし、提案価格を上限に見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、優先交渉権者からの企画提案の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (8) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が本事業を遂行することが困難と判断したとき。

オ 議会の議決が得られなかったとき。

カ 補助金の採択が得られなかったとき。

(9) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(10) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

(11) 本事業における前払金、部分金については、売買契約書に定める。

(12) 本事業に係る入札及び契約保証金は免除とする。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>